

## ○多摩市都市計画審議会運営規則（抜粋）

## （特別委員会）

**第 19 条** 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、議決により、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 特別委員会に委員長を置き、委員長は特別委員会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 委員長は特別委員会を代表して会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 特別委員会は、委員長が招集する。
- 7 特別委員会は、これに属すべき委員及び臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 特別委員会の議事は、出席した特別委員会に属する委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、特別委員会の調査審議が終了したときは、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 10 第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条から第 15 条まで及び第 18 条の規定は特別委員会に準用する。この場合において、「会長」は「委員長」に、「審議会」は「特別委員会」に、「審議会委員（以下「委員」という。）及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「臨時委員」という。）」は「特別委員会に属する審議会委員（以下「委員」という。）及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「臨時委員」という。）」と読み替えるものとする。

※多摩市都市計画審議会運営規則の全文は、都市計画審議会開催時に机上に配布しておりますファイル内に綴っております。